

## 資料 2

# 「青森県食の安全・安心対策総合指針」の改定（案）の概要

## 1 改定（案）の主な内容

### 基本方針

基本的な推進方向としては、これまでの方針を踏襲して取り組むこととする。

ただし、基本方針Ⅰの生産者の取組については、方針の考え方に、生産者自ら活動を実践する点を強調し、基本方針Ⅳの行政の取組については、HACCPの義務化や食品表示制度の改正等に伴い、方針の考え方を修正。

基本方針Ⅰ	生産者は消費者の視点に立って県産食品を生産し提供していきます
基本方針Ⅱ	食品関係事業者は食品の衛生管理を徹底していきます
基本方針Ⅲ	消費者は自ら食品の安全確保に取り組んでいきます
基本方針Ⅳ	行政は食品の監視指導・検査体制を充実強化していきます
基本方針Ⅴ	県は緊急時における対応を整備・強化していきます
基本方針Ⅵ	食に関する情報共有と相互理解を促進していきます

### 基本方針Ⅰ

#### （１）行動計画の見直し

行動計画 1 は、生産者の意識をより主体的なものとして徹底するため、生産者の自己管理意識の「高揚」から自己管理の「徹底」に修正。

#### （２）重点取組の追加・修正

- ① 行動計画 1 の重点取組④は、生産者の自己管理を徹底するための「GAPの取組による安全・安心な生産基盤の確保」と⑤に昨年度に発生した鳥インフルを教訓に「高病原性鳥インフルエンザなど家畜伝染病の発生予防の徹底」を追加。
- ② 行動計画 2 の重点取組①は、生産者が関係法令に基づき取り組むため、これまでの周知・徹底ではなく、「栽培の徹底」に修正。  
また、生産者自らが薬剤耐性菌の動向を把握することは管理の徹底を図る上で重要となることから、⑧「畜産分野における薬剤耐性菌の把握と適正使用の徹底」を追加。
- ③ 行動計画 3 の重点取組⑤は、生産者が取り組むため、資源循環システムづくりを「推進」するのではなく「確立」に修正。⑥も、循環型農業生産の「推進」ではなく「実践」に修正。また、行動計画 6 の重点取組②も「普及」ではなく「導入」に修正。
- ④ 行動計画 4 の重点取組①は、県では「青森県GAP規範」を策定し、本格的に

GAPの取組を推進していることから、生産者がGAPに取り組むことを明確にするため、「青森県GAP規範に基づく「GAPをする」と、GAP認証を取得する「GAPをとる」の実践に修正。

## 基本方針Ⅱ

### (1) 行動計画の見直し

- ① 行動計画1は、食品表示制度の改正を受け、衛生管理・適正表示意識の「高揚」から、より具体的に「衛生管理の徹底と適正食品表示の実践」に修正。
- ② 行動計画2は、内容文の冒頭に「食のグローバル化を見据えた」の一文を追加。

### (2) 重点取組の追加・修正

- ① 行動計画1の重点取組②は、食品表示制度の改正に伴い、食品衛生法やJAS法・健康増進法を総称して「食品表示法など」に修正。  
また、④については、直接研修会を実施するのではなく、行政等が実施する研修会への「参加」に修正。
- ② 行動計画2の重点取組③は、HACCPの義務化に対応するため、より具体的に、「衛生管理計画の作成と実践」に修正。  
また、⑦は、委員から東京オリパラの表現について指摘があったため、「インバウンドの増加に対応した安全・安心の提供」とし、⑧についても、委員から食品ロスは食品関係事業者にも共通する項目との指摘があったため、「食品ロスの防止」を追加。

## 基本方針Ⅲ

### (1) 行動計画の見直し

行動計画3は、消費者の食品ロスの削減を図るため、「食品の計画的な購入」を追加。

### (2) 重点取組の追加・修正

- ① 行動計画2の重点取組②は、消費者が取り組むため、パンフレット、広報誌、インターネット等を利用した「情報提供」ではなく、「情報等の収集」に修正。また、行動計画4の②も、生産者等との意見交換会の「開催」ではなく、「参加」に修正。
- ② 行動計画2の重点取組④は、県が推進している「健康長寿県の実現に向けた県産野菜等を取り入れたバランスの良い食生活の実践」を追加。
- ③ 行動計画3の重点取組③は、消費者自らが取り組むべき事項として「家庭における食品ロスの削減」を追加。
- ④ 行動計画6の重点取組④は、前回、委員から学校給食の推進に係る行動計画がないとの指摘を受け、「学校給食における県産食材の利用拡大」を追加。

## 基本方針Ⅳ

### (1) 行動計画の見直し

- ① 行動計画1の考え方に、HACCPの義務化を踏まえた取組として、「食品取扱施設におけるHACCP認証導入及び実践を積極的に支援します。」を追加。
- ② 行動計画3の考え方に、食品表示制度の改正に伴い、見直し(案)にあるとおり、「食品の不適正な表示や偽装表示により、消費者に誤認や不利益を与えないため、食品表示法等の関係法令に基づく適正な食品表示や米トレーサビリティ法に基づく米穀等の適正表示及び適正流通などの遵守の徹底を図ります。」と文書全体を修正。

### (2) 重点取組の追加・修正

- ① 行動計画1の重点取組として、HACCPを積極的に推進するため、⑤に「A-HACCP認証によるHACCPの考え方の普及」、⑥に「HACCP認証の導入及び実践を支援」を追加。
- ② 行動計画3の重点取組①は食品表示制度の改正に伴い、現行の食品衛生法・JAS法・健康増進法を「食品表示法」に修正。  
重点取組③は文言の順番を変更。
- ③ 行動計画4の重点取組の現行②「県内流通加工食品等の収去検査の実施」については、H29.3.24付けで改正されたガイドラインで、流通加工食品は検査対象品目から外されたため削除。

## 基本方針Ⅴ

### (1) 行動計画の見直し

行動計画3は、全国食品安全自治ネットワークが解散し、内閣府食品安全委員会との連携を強化するため、国との連携を図ることから、他都道府県のあとに「等」を追加。

### (2) 重点取組の追加・修正

行動計画3の重点事項①は全国自治ネットワークが解散したため、「内閣府食品安全委員会」に修正。

## 基本方針Ⅵ

### (1) 行動計画の見直し

行動計画1の考え方に、「食のグローバル化も踏まえた」の一文を追加。

### (2) 重点取組の追加・修正

- ① 行動計画1の重点取組⑥は、輸入食品に関する正しい情報の提供を図る観点から、「国際化の進展により増加する輸入農林水産物の情報提供」を追加。
- ② 行動計画2の重点取組⑤は、近年食を取り巻く情勢で問題となり、注意喚起が必要となる「食品ロスの削減に向けた情報の提供」を追加。

## 推進目標

### (1) 基本方針Ⅰ

#### 【認証GAP取得産地数】(新規)

現行の目標設定は、GAP手法の導入産地数を目標としていたが、より取組を具体化するため、「認証GAP取得産地数」に目標設定を変更。

また、新たな目標設定も、2020年東京大会(H32)までの目標として当初設定した増加率を考慮し、28産地とする。

※ 認証GAPとはグローバルGAP、ASIAGAP、JGAPをいう。

#### 【エコファーマー認定者数】(新規)

現行の目標設定は、「環境にやさしい農業の取組面積」の中にエコファーマーが実践する面積をカウントしていたが、エコファーマーは「環境にやさしい農業」に取り組む農業者を認定する制度のため、エコファーマー認定者数(3,400人)を新たに目標設定。

※ 目標設定は、第2期「日本一健康な土づくり推進プラン」の目標設定。

#### 【環境にやさしい農業の取組面積】(見直し)

現行の目標設定から、エコファーマーが実践する面積を除いた、有機農業取組面積、特別栽培農産物取組面積、環境保全型農業取組面積の合計面積(2,880ha)を新たに目標設定。

※ 目標設定は、第2期「日本一健康な土づくり推進プラン」の目標設定。

### (2) 基本方針Ⅱ

#### 【食品衛生に関する事業者向け講習会等の開催状況】

現行の目標は、事業者向け開催回数や参加人数では達成。ただし、組織割合は82%と未達成となっており、継続した目標達成の取組が必要。

目標は、平成34年度までに全ての団体が取り組むこととし、組織割合は100%。開催回数や参加人数は既取組団体はこのまま継続実施とし、全体では、10%増の440回の開催、18,700人の参加を設定。

#### 【食中毒発生件数及び患者数(発生原因が家庭である場合を除く)】

現行の目標は、平成29年度までに直中毒発生件数0件、患者数0人であるが、平成27年度実績で5件、87人と減少傾向にあるものの、目標達成に向けた継続した取組が必要。

目標は、平成34年度に食中毒の発生件数を0件、患者数を0人となるよう現行と同様の推進目標を設定。

#### 【A-HACCPの普及及びHACCPの導入支援】(新規)

国が、昨年12月14日、食品衛生管理の国際基準「HACCP(ハサップ)」の導入をすべての食品事業者に義務づける方針を決めたことを受け、新たな目標設定としてA-HACCPの普及及びHACCPの導入支援を推進目標に設定。

目標は、A-HACCPの導入施設数を141施設、HACCPの導入施設数を67施設となるよう推進目標を設定。

### (3) 基本方針Ⅲ

#### 【食品の安全・安心に関する消費者向け研修会等の開催】

現行の目標に対して、参加人数を除き、研修会等の開催回数、組織割合が未達成となっており、達成に向けた継続した取組が必要。

目標は、開催回数は前期目標を達成していないため、前期目標と同じ120回、参加人数は30%増の16,600人の参加を設定。

組織割合は平成34年度までに全ての団体に取り組むこととし100%をこのまま継続。

#### 【学校給食における県産食材の利用割合（重量ベース）】

現行の目標は、米や牛乳以外の野菜や水産物の利用割合が低いことから、目標の67%に対し、平成27年度までの実績は66.5%と未達成となっており、達成に向けた継続した取組が必要。

目標は、平成34年度までに67%以上となるよう推進目標を設定。

### (4) 基本方針Ⅳ

#### 【食品表示ウォッチャーによる監視における不適正店舗率】

現行の目標は、不適正店舗率0%であるが、平成28年度実績で1.0%と未達成となっており、達成に向けた継続した取組が必要。

目標は、平成34年度までに不適正店舗率が0%となるよう現行と同様の推進目標を設定。

### (5) 基本方針Ⅴ

#### 【高病原性鳥インフルエンザ及び口蹄疫の発生件数】

現行の目標は、平成29年度までに高病原性鳥インフルエンザの発生件数0件、口蹄疫の発生件数0件であるが、平成28年度実績で高病原性鳥インフルエンザの発生件数が2件、口蹄疫の発生件数が0件となっており、目標達成に向けた継続した取組が必要。

目標は、平成34年度に高病原性鳥インフルエンザ及び口蹄疫の発生件数0件となるよう現行と同様の推進目標を設定。

### (6) 基本方針Ⅵ

#### 【食の安全・安心に関する県民意識（アンケート調査結果）】

研修会やイベントにおける県民へのアンケート調査から算出。現行の目標は、基礎的知識は80%、県産品の信頼度は95%となっているが、平成28年度実績では、基礎的知識は85%、県産品への信頼度は70%となっている。

目標は平成34年度までに、基礎的知識を持つ県民の割合については、過去の実績を10ポイント増の95%、県産品に対する県民の信頼度については、前指針と同じ95%となるよう推進目標を設定。

※ 県産品の信頼度については、「青森県産を積極的に買っている人を信頼度の指標」としていたが、アンケート内容について修正意見があったことから、内容の見直しを行い、委員の了承を得た。